

勝浦市農業委員会会議録

(9月定例会)

平成28年9月21日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第3 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

昨日の台風16号、九州あるいは関西の方につきましては雨、風ともに大きなものでございまして、被害も出たようでございますけれども、勝浦市に近づく途中で温帯低気圧に変わったということで、あまり大きな被害は見受けられなかったのではないかと考えております。

また、今年の特に水稻栽培をやっておられる方につきましては、台風あるいは秋雨前線の大雨、風によりまして、コシヒカリ等につきましては収穫するのにだいぶ時間を取られ、また収量も思うように確保できなかったのではないだろうかという風に思います。

これも気象の変動が大きく左右された今年の稲作ではなかろうかと考えております。

また、そういった日々大変忙しい中を委員の皆様方につきましては、我々の大きな仕事でございます利用状況調査等をお願いし、農地のパトロールを実施していただいたという状況でございますけれども、もう1ヶ月でございますので、ひとつ農地のパトロールをお願い申し上げたいという風に考えております。

10月いっぱいそういった事を考慮しながら、日々ご苦勞をしていただければ幸いですという風に考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高旨粧一会長） それでは只今より、平成28年勝浦市農業委員会9月定例会を開催させていただきます。

本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

よろしくお願いを申し上げます。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願いいたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長お願いします。

○事務局長（中村泰輔） 説明いたします。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、松野の畑、546平方メートル、太陽光発電施設への転用を伴う、売買による所有権移転を目的とした申請でございます。

施設の概要は、発電量70.2キロワット、パネル270枚でございます。

転用の時期は、平成28年10月20日から平成29年4月1日、資金計画は主に借入金によるもので、融資証明書及び残高証明書により確認をしております。

申請理由につきまして、譲受人は、太陽光発電事業を行い、老後の生活の糧としたいとし、譲渡人は、耕作ができないため、申請地を譲り渡し有効活用を図りたいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、総野小学校から●側●●●メートルの地点となります。

次に、2ページをご覧ください。

申請番号2番、本件は鶴原地先の違反転用の是正に伴う申請でございます。

申請地は、区域内の南側に位置する沈砂調整池の一部となり、該当する農地は、延べ386平方メートルで、今回の申請は、田1筆、386平方メートルです。

施設の概要は、沈砂調整池、貯水量12,004立米です。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていきたいとし、譲渡人は、遠方に居住し農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことでございます。

申請位置は、JR鶴原駅から●側●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづきまして地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、7番藤江義博委員、よろしく願いをいたします。

○7番（藤江義博委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

9月19日、現地調査を行い申請者の●●さんと面談をいたしました。

申請地は、概ね管理された状態であり、隣接しています土地には太陽光発電が設置されております。

申請者は、今後耕作できないということです。

収益を老後の生活費に充てたいということです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響もなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われまます。

資金計画も妥当であり、簡単な整地のみで工事も可能であることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

つづきまして、申請番号2番につきまして、8番滝口裕都委員お願いをいたします。

○8番（滝口裕都委員） それでは報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。

本件につきましては、4月18日に事業区域全体の現地調査を行い譲受人の担当社員と面談しております。

この申請は、農地違反転用是正のための申請であり、転用事業としては既に知事の転用許可を受けておりますことから、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

つづきまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、日程第3、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高旨粧一会長） ご発言が無いようですので、日程第3、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。
これをもって、平成28年勝浦市農業委員会9月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

(午後1時45分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年9月21日

議長(会長)

署名委員

署名委員
